

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会

# 設立総会



日時：令和5年3月15日（水）午後3時

場所：愛荘町立ハーティーセンター秦荘 大ホール

湖国の感動 未来へつなぐ



キャツフィー

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2025



チャツフィー

## わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会設立総会次第

### 1 開会

### 2 設立発起人紹介

### 3 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会 設立発起人代表あいさつ

### 4 説明事項

- ・ 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の概要 . . . . . P 1
- ・ 愛荘町開催競技および開催施設 . . . . . P 3
- ・ 大会開催にむけたスケジュール . . . . . P 4
- ・ わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会組織図 . . . . . P 5

### 5 報告事項

- ・ わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会設立趣意書 . . . . . P 6

### 6 仮議長選出

### 7 議事

- ・ 第1号議案  
わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会会則（案） . . . . . P 7
- ・ 第2号議案  
わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会名簿（案） . . . . . P 11

### 8 閉会

## 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の概要

### 1 概要

国民スポーツ大会、(現在の国民体育大会)は、昭和21年に京都府を中心とした京阪神地区で第1回大会が開催され、以降、各都道府県の持ち回り開催となり、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにすることを目的に毎年開催されるスポーツの祭典です。

全国障害者スポーツ大会は、昭和40年から身体障がいのある人を対象に行われてきた「全国身体障害者スポーツ大会」と平成4年から知的障がいのある人を対象に行われてきた「全国知的障害者スポーツ大会」を統合した大会として、平成13年から国体終了後に同じ開催地で開催されている大会で、障がいのある人が競技等を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障がいに対する理解を深め、障がいのある人の社会参加の推進に寄与することを目的として、毎年開催される障がい者スポーツの全国的な祭典です。

### 2 大会名称、愛称、スローガン

国民体育大会は、令和6年に開催される第78回大会以降、国民スポーツ大会に名称変更され、略称は国スポ(こくすぽ)となります。令和7年に滋賀県で開催される第79回国民スポーツ大会 第24回全国障害者スポーツ大会については、愛称を「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」、スローガンを「湖国の感動 未来へつなぐ」とされています。

### 3 主催

国民スポーツ大会の主催者は、公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県となります。また、各競技会については、日本スポーツ協会加盟競技団体、会場地市町を含めたものとなります。全国障害者スポーツ大会の主催者は、公益財団法人日本パラスポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県および市町に、その他の関係団体を加えたものとなります。

### 4 大会の開催時期等

#### 【国民スポーツ大会】

- ・開催時期：令和7年9月28日(日)～10月8日(水)
- ・開催期間：11日間以内
- ※アーチェリー競技 令和7年10月5日(日)～10月7日(火)

#### 【全国障害者スポーツ大会】

- ・開催時期：令和7年10月25日(土)～10月27日(月)
- ・開催期間：3日間

## 5 滋賀県の実施予定競技

### 【国民スポーツ大会】

滋賀県で開催される第79回国民スポーツ大会における実施予定競技は次のとおりです。

#### (1) 正式競技（37競技）

##### ①毎年実施競技（36競技）

陸上競技 水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、柔道、ソフトボール、フェンシング、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

##### ②隔年実施競技（2競技のうち1競技を実施）

ボクシング、クレール射撃（第79回国民スポーツ大会ではボクシングを実施）

#### (2) 特別競技（1競技）

高等学校野球（硬式および軟式）

#### (3) 公開競技（7競技）

綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、エアロビック

#### (4) デモンストラレーションスポーツ

県民を対象とし、滋賀県にて種目が決定されます。

ノルディック・ウォーク、インディアカ、スポーツウエルネス吹矢 等

### 【全国障害者スポーツ大会】

滋賀県で開催される第24回全国障害者スポーツ大会における実施予定競技は次のとおりです。

#### (1) 正式競技（14競技）

陸上競技、水泳、アーチェリー、卓球、フライングディスク、ボウリング、ボッチャ、バスケットボール、車いすバスケットボール、ソフトボール、グラウンドソフトボール、フットベースボール、バレーボール、サッカー

#### (2) オープン競技

滋賀県、公益財団法人日本パラスポーツ協会、文部科学省による協議の上、決定されます。

知的障害者バドミントン、スポーツウエルネス吹矢、ゴールボール等

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会  
愛荘町開催競技及び開催施設


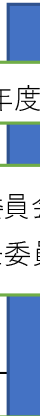

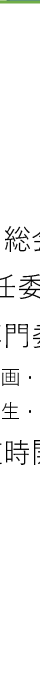




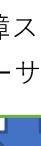


【国民スポーツ大会】1競技

競技名	種別	開催施設
アーチェリー	全種別	愛荘町立スポーツセンター 秦荘グラウンド

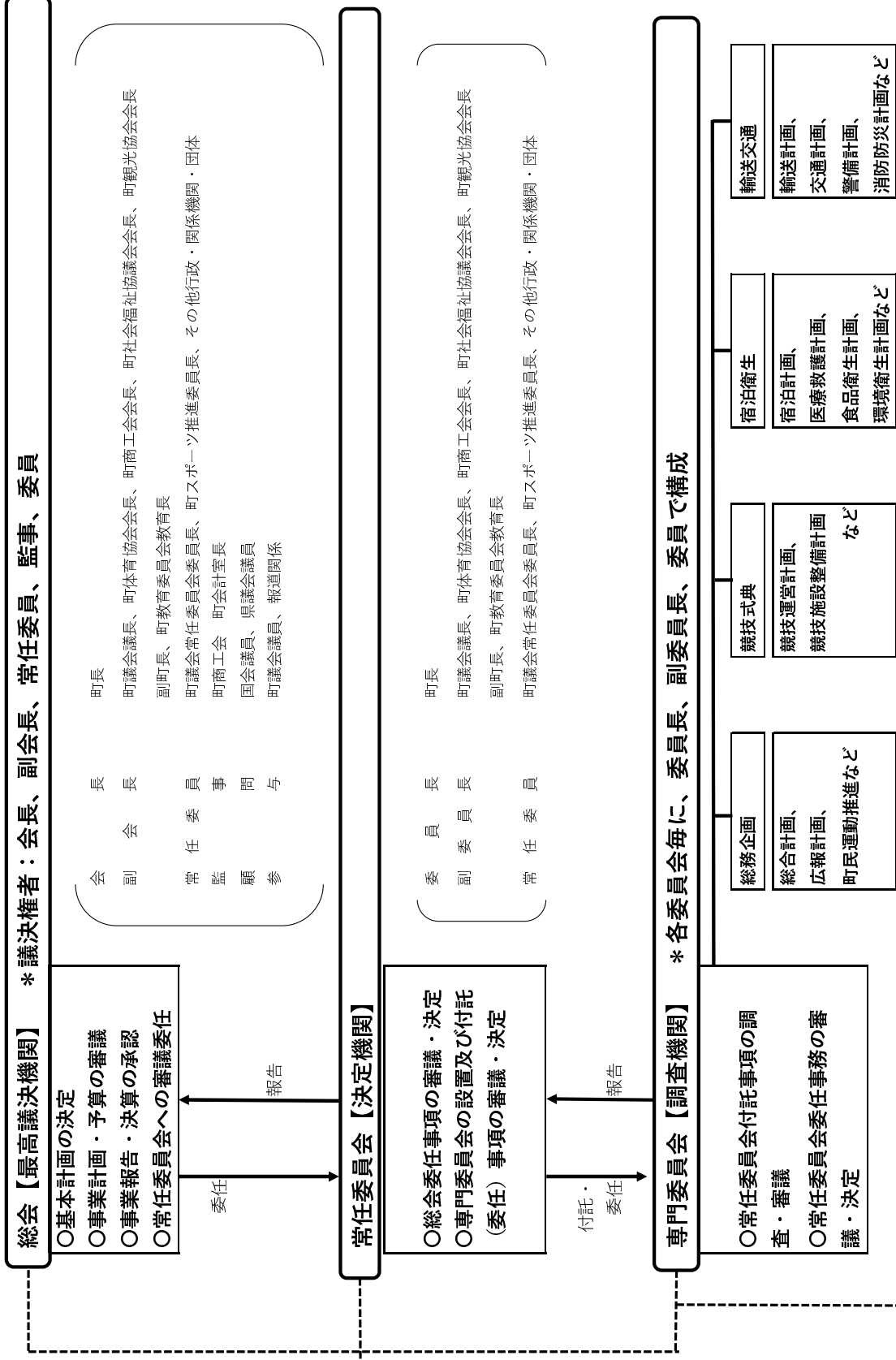
【全国障害者スポーツ大会】1競技

競技名	種別	開催施設
アーチェリー	身体	愛荘町立スポーツセンター 秦荘グラウンド

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ開催に向けたスケジュール

年度	主要日程	愛荘町実行委員会	町
令和4年度 (2022年度) 【3年前】 栃木大会	 <div data-bbox="478 470 1053 537" style="border: 1px solid green; padding: 5px; text-align: center;">開催決定・会期決定 (令和4年度 夏)</div>	 <div data-bbox="750 571 1053 705" style="border: 1px solid green; padding: 5px; text-align: center;">実行委員会設立 常任委員会</div>	 <div data-bbox="1109 560 1412 705" style="border: 1px solid green; padding: 5px; text-align: center;">先進地視察 情報収集</div>
令和5年度 (2023年度) 【2年前】 鹿児島大会		 <div data-bbox="758 828 1061 1512" style="border: 1px solid green; padding: 10px; text-align: center;">                         総会 常任委員会 各専門委員会 総務企画・競技式典 宿泊衛生・輸送交通 (随時開催)                     </div>	 <div data-bbox="1101 840 1404 907" style="border: 1px solid green; padding: 5px; text-align: center;">庁内推進本部設置</div> <div data-bbox="1101 985 1404 1153" style="border: 1px solid green; padding: 5px; text-align: center;">リハーサル大会 実施本部設置</div>
令和6年度 (2024年度) 【1年前】 佐賀大会	 <div data-bbox="414 1355 718 1489" style="border: 1px solid green; padding: 5px; text-align: center;">国スポ リハーサル大会</div>		 <div data-bbox="1101 1299 1404 1366" style="border: 1px solid green; padding: 5px; text-align: center;">大会実施本部設置</div>
令和7年度 (2025年度) 【開催年】 滋賀大会	 <div data-bbox="414 1624 718 1747" style="border: 1px solid green; padding: 5px; text-align: center;">障スポ リハーサル大会</div>	 <div data-bbox="766 1937 1061 2016" style="border: 1px solid green; padding: 5px; text-align: center;">実行委員会解散</div>	 <div data-bbox="414 1792 1404 1870" style="border: 1px solid green; padding: 5px; text-align: center; color: red;">第79回国民スポーツ大会・第24回障害者スポーツ大会開催</div>

# わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会組織図



実行委員会事務局 (町教育委員会事務局国スポ・障スポ開催準備室)

## わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会設立趣意書

国民スポーツ大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地域スポーツの振興と地域文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにすることを目的として開催されます。

また、全国障害者スポーツ大会は、障がいのある人が競技等を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障がいに対する理解を求め、障がいのある人の社会参加の推進に寄与することを目的として開催されます。

昨今、社会情勢の急激な変化により、スポーツを取り巻く環境も変化する中で、改めてスポーツが持つ力に大きな期待が寄せられています。

このような中、滋賀県で昭和56年のびわこ国体以来44年ぶりとなる国内最大規模の大会が令和7年(2025年)に開催されることは、町民のスポーツへの関心を高め、更なるスポーツ活動の普及、促進に寄与するとともに、地域活性化につながり、本町が目指す「愛着と誇り 人とまちが共に輝く みらい創生のまち」の実現に向けて有意義な大会になると確信しております。

また、本町でこれまで受け継がれてきた歴史、文化、自然の地域資源を全国に発信する絶好の機会でもあります。

このような意義ある両大会を成功に導くために、国民体育大会開催基準要項第25項に基づき「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会」を設立し、本町の総力を結集して、所期の目的を達成しようとするものであります。

令和4年12月22日

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会  
設立発起人

愛荘町長	有村 国知
愛荘町議会議長	村田 定
愛荘町体育協会会長	宇野 久七郎
愛荘町商工会会長	西村 正司
一般社団法人愛荘町観光協会会長	濱中 大樹
社会福祉法人愛荘町社会福祉協議会会長	北村 太一郎
愛荘町教育委員会教育長	徳田 寿



わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会会則（案）

（名称）

第1条 本会は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 実行委員会は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポにおいて、愛荘町で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し必要な準備を行うことを目的とする。

（所掌事項）

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を処理する。

- （1）競技会の開催および運営に必要な方針および計画の決定に関すること。
- （2）競技会の開催および運営に係る準備に関すること。
- （3）競技会の開催に必要な施設および設備の整備に関すること。
- （4）競技会の開催および準備に要する経費に関すること。
- （5）関係競技団体、関係団体および関係機関（以下「関係競技団体」という。）との連絡調整に関すること。
- （6）前5号に掲げるもののほか、前条の目的達成に必要な事務事業に関すること。

（組織）

第4条 実行委員会は、会長、委員および監事をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- （1）愛荘町を代表する者
- （2）愛荘町議会議員を代表する者
- （3）関係競技団体、関係団体および関係機関を代表する者
- （4）その他会長が特に必要と認める者

（役員）

第5条 実行委員会に次に掲げる役員を置く

- （1）会長 1人
- （2）副会長 7人以内
- （3）常任委員 60人以内
- （4）監事 2人

（役員を選任）

第6条 会長は、愛荘町長をもって充てる。

2 副会長および常任委員は総会の承認を得て、委員の中から会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、会務を総理し、実行委員会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第6項各号に掲げる事項を審議する。

4 監事は、事業の執行状況および会計を監査する。

(任期等)

第8条 委員および役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱された日から第20条の規定により、実行委員会が解散した日までとする。ただし、委員等が就任時において所属する関係競技団体等の役職を離れたときは、その委員等は、辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別の事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて欠員を補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があった場合は、次の総会において報告するものとする。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問および参与)

第9条 実行委員会に顧問および参与を置くことができる。

2 顧問および参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じて、会長が重要と認める事項に関し助言する。

4 参与は、会長が必要と認める事項に関し、助言する。

5 顧問および参与の任期等については、前条の規定を準用する。

(会議の種類)

第10条 実行委員会に次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門部会

(総会)

第11条 総会は、会長および委員をもって組織する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長または会長が指名する者がこれに当たる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 競技会の開催および運営に係る基本方針に関すること。
- (2) 会則の制定および改廃に関すること。
- (3) 事業計画および事業報告に関すること。
- (4) 予算および決算に関すること。
- (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
- (6) 前5号に掲げるもののほか、重要な事項に関すること。

- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開き、議決することができない。ただし、総会に出席できない委員等は、あらかじめ通知された事項について、代理人または書面の提出により、議決権を行使することができる。この場合において、当該委員は出席したものとみなす。
- 6 総会の議事は、出席した委員（代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問および参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員に事前に送付した議案に対し、書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、委員長、副委員長および常任委員をもって組織する。

- 2 委員長は、会長をもって充て、副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。
- 3 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 4 常任委員会の議長は、委員長または委員長が指名した者がこれに当たる。
- 5 委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。
- 6 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
  - (1) 総会から委任された事項に関すること。
  - (2) 総会を招集する時間的余裕がない緊急の事項に関すること。
  - (3) 専門部会の設置および運営ならびに専門部会への付託および委任に関すること。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項に関すること。
- 7 常任委員会は、前項第3号に掲げる付託事項のうち、必要と認めるものについては、専門部会に委任することができる。
- 8 常任委員会は、第6項の規定により審議し、決定した事項ならびに次条第2項の規定により専門部会から報告があった事項を次の総会に報告するものとする。
- 9 前条第5項、第6項および第8項の規定は、常任委員会について準用する。

(専門部会)

第13条 専門部会は、会長が委嘱した委員をもって組織する。

2 専門部会は、常任委員会から付託された専門的事項について調査審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。

3 前2項に規定するもののほか、専門部会に関し必要な事項は、常任委員会に諮った上で会長が別に定める。

4 専門部会の委員の任期等については、第8条の規定を準用する。

(会長の専決処分)

第14条 会長は、総会および常任委員会（以下「総会等」という。）が決定すべき事項について特に緊急を要するため総会等を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、その決定すべき事項を専決処分することができる。

2 総会等の権限に属する事項で軽易なものは、会長において、これを専決処分することができる。

3 会長は、前2項の規定により専決処分をしたときは、次の会議において総会等に報告し、その承認を得なければならない。

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理させるため、実行委員会に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

(事業計画および予算)

第17条 実行委員会の事業計画および予算については、総会の議決を得なければならない。

(事業報告および決算)

第18条 実行委員会の事業報告および決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第19条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(解散)

第20条 実行委員会は、第2条の目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

(残余財産の帰属)

第21条 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、愛荘町に帰属するものとする。

(委任)

第22条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この会則は、令和5年3月15日から施行する。

